

山口県報

令和5年
2月3日
(金曜日)

目次

○告示

救急病院の認定(医療政策課).....



山口県告示第四十二号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和五年二月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称	所 在 地	認定が効力を有する期限
医療法人博愛会宇部記念病院	宇部市上町一丁目四番一―号	令和八、一、三一
医療法人聖比留会セン トヒル病院	今村北三丁目七番一八号	〃
山口県立総合医療センター	防府市大字大崎一〇〇七七	三、〃
山口県厚生農業協同組合連合会長門総合病院	長門市東深川八五	一、〃
医療法人社団成蹊会岡田病院	〃	〃
医療法人人生山会斎木病院	〃	一三四

令和五年二月三日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁